

森林環境税は、さかの森林を守り育てるため下記の事業(さかの森林再生事業)に活用されています。

①県が行う荒廃森林の再生 (荒廃森林再生事業)

【概要】
環境林※内の荒廃した人工林において、県が森林所有者に代わって間伐を行い、災害に強い針葉樹と広葉樹が混じりあった豊かな森林に誘導します。
また、倒木や間伐した木が流れ出す恐れがある箇所については、その除去等を行います。
※水環境保全、景観保全や生物多様性確保などの多面的機能が高いにもかかわらず、荒廃のおそれがある森林を「環境林」として位置づけています。
(県内10箇所)

【事業主体】 県
【全体計画】 1,800ha

実施年度	事業量
平成25年度	315ha
平成26年度	420ha
平成27年度(計画)	400ha

【整備イメージ】



整備前



整備後



整備後5年経過

②市町が行う森林購入や間伐等への支援 (重要森林公有化等支援事業)

【概要】
市や町が行う、荒廃した森林又はそのおそれのある森林の購入及び間伐などの管理に対し支援します。

【事業主体】 市町 【補助率】 公有化：1/2 間伐等：10/10

【全体計画】
公有化：約25ha
間伐等：約200ha

実施年度	事業量
平成25年度	57ha
平成26年度	67ha
平成27年度(計画)	30ha

③森林所有者等が行う荒廃森林の拡大防止への支援 (荒廃森林拡大防止対策事業)

【概要】
間伐する木の形質が悪く、林道等からの距離が遠いなど、条件が悪い森林における搬出間伐に対して補助します。

【事業主体】 林業事業者・森林所有者等
【補助金額】 262,000円/ha
(造林事業等の補助金を含む)

【全体計画】
約1,700ha

実施年度	事業量
平成25年度	278ha
平成26年度	157ha
平成27年度(計画)	250ha



④県民の皆様が行う森林づくり活動への支援 (県民参加の森林づくり事業)

【概要】
県民の皆様が荒廃森林の再生を目指して、自ら企画・立案し取り組まれる侵入竹の除去や広葉樹植栽などの「森林づくり活動」を募集し、その活動を支援します。

【事業主体】 ※CSO等

【活動例】
・人工林に侵入した竹の除去
・広葉樹などの植栽等

【補助率】
定額(上限額200万円/年・団体)

【全体計画】
50団体



侵入竹の除去 下刈り

実施年度	事業量
平成25年度	9団体
平成26年度	12団体
平成27年度(計画)	15団体

⑤県、市町、CSO等による協働事業 (未来へつなぐ宝の森林整備事業)

【概要】
佐賀県を代表する自然環境の維持・保全のため、県、市町、CSO等の協働により行う森林保全活動等を支援します。

【事業主体】
県、市町、CSO等で組織する団体

実施年度	事業量
平成25年度	54ha
平成26年度	56ha
平成27年度(計画)	59ha



虹の松原の再生・保全活動

⑥さかの森林再生推進事業

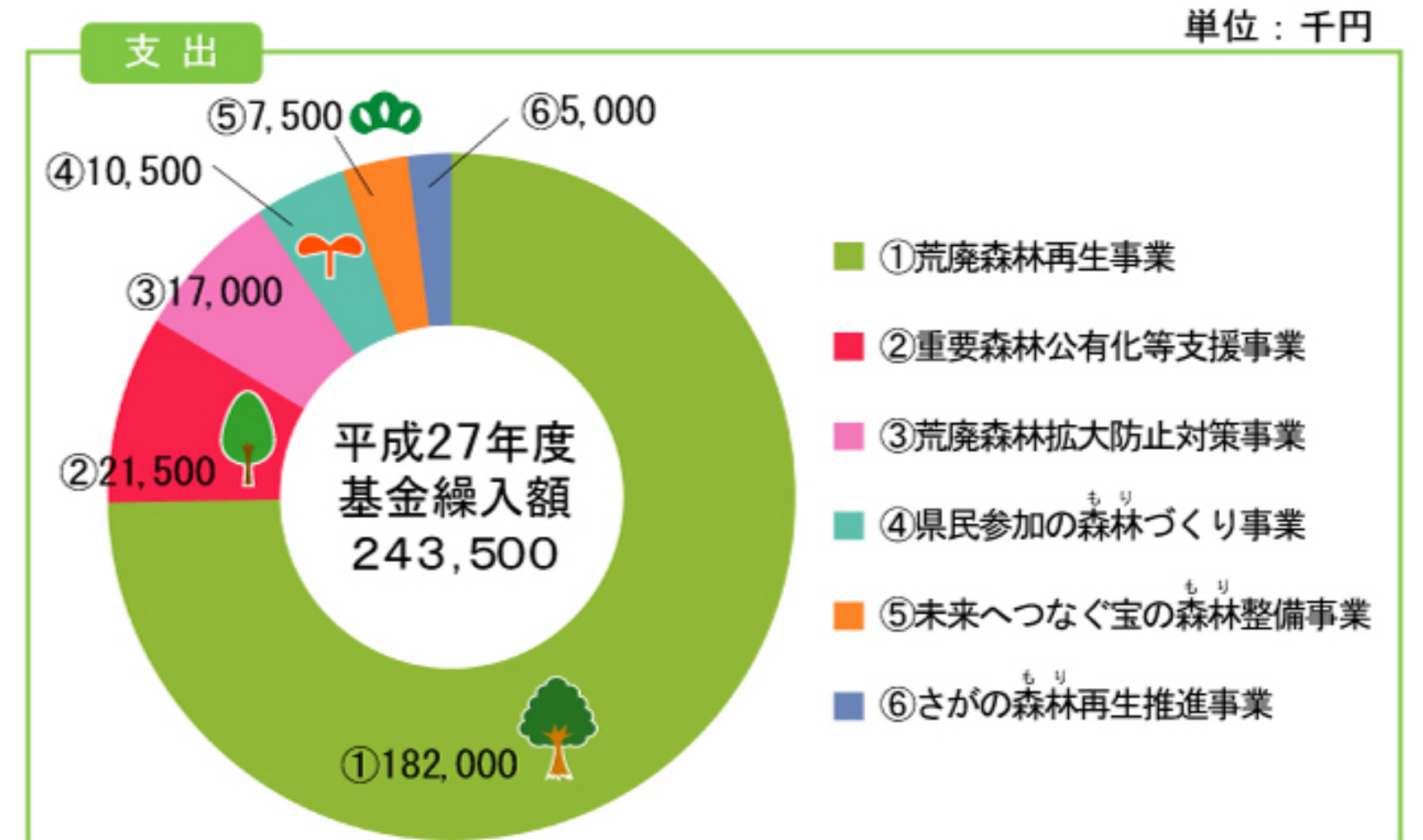
【概要】
さかの森林再生事業の紹介、事業計画・実績の公表、ホームページの運用管理など、広報媒体を活用してPRを行います。

【事業主体】 県



Facebookでの普及啓発
ホームページでの情報提供
「みんなで育てよう! さかの森林」で検索してください。

森林環境税の使いみち～平成27年度～



担当課：森林整備課—①、②、④、⑥ 林業課—③
有明海再生・自然環境課—⑤

※CSOとは、NPO法人などのほか、婦人会や老人会など地域で公共的な活動を行う団体の総称です。

(事業量は、H27.8月末時点)

